学校飼育動物に国が期待していること
生活科における飼育活動の実際

令和８年９月１３日（日）　日本獣医生命科学大学

文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官
国立教育政策研究所教育課程研究センター研究開発部教育課程調査官
齋藤　博伸

文部科学省

会議後修正

生活、総合的な学習・探究の時間WG

取りまとめ（案） ①生活科

目次

１．現行の成果・課題を踏まえた改善の方向性
（１）現状の成果
（２）現状の課題
ア．AI時代に求められる生活科の在り方に関する課題
イ．学びの質、学びの意欲に関する課題
ウ．幼児教育や中学年以降との接続と教科横断性の課題
エ．生活科固有の課題
（３）改善の方向性
ア．生活科の「本質的意義」の再定義
イ．目標及び見方・考え方の在り方
ウ．内容の在り方

２．目標及び見方・考え方の在り方
（１）目標の在り方
（２）見方・考え方の在り方

３．資質・能力の構造化のポイント
（１）内容の表形式化
（２）統合的な理解・総合的な発揮

４．内容の改善の在り方
（１）内容の充実について
ア．幼児教育と小学校教育との接続
イ．教科横断の在り方
ウ．中学年以降との接続
（２）生活科の特質を踏まえた教育課程編成上の工夫

５．学習・指導・評価の改善充実の在り方
（１）生活科固有の課題への対応
ア．身体性を伴う体験活動の充実
イ．動物飼育の在り方
ウ．外部人材・地域との連携
（２）ICT活用について
（３）学習評価の在り方
ア．生活科における観点別評価の考え方
イ．生活科における「学びに向かう力、人間性等」の考え方

5. 学習・指導・評価の改善充実の在り方①

（1）生活科固有の課題への対応

ア. 身体性を伴う体験活動の充実

- デジタル技術の進展により、ともすれば仮想空間における活動ばかりが増えてしまいがちな中において、実感をもちながら行う身体性を伴う体験活動は、学習対象や学習活動への興味・関心を広げたり、これまで気付かなかった事柄や新たな対象との出会いを生み出したりするものであり、より一層その必要性が高まっている。また、その中で生まれる驚きや感動は、次の活動への思いや願いを高めるとともに、継続的に関わろうとする意欲につながる効果も期待できる。
- また、学習対象に繰り返し関わる中で、生活上必要な習慣や技能が身に付く。例えば、植物の栽培や動物の飼育、公共施設の利用、地域の人々との交流などの体験を通して、適切な行動の仕方や基本的な技能を実感を伴って習得することができる。こうした習慣や技能は、日常生活の中で繰り返し活用されることで確かなものとなる。
- このようなことを踏まえ、身体性を伴う体験活動をより一層充実する。その際、以下の点について留意が必要である。
 - 体験できる時間や場を十分に確保すること
 - 思いや願いをもって対象へ働きかけられるようにすること
 - 体験と表現の往還によって気付きの質を高めること
 - 試す・比べる・工夫するなどの学習活動を位置付けること
 - 一人で没頭したり、友達や大人と一緒に活動したりするよさを踏まえること
 - 日常と非日常のそれぞれの体験のよさを踏まえること
- これらを具体的に実現するために、指導計画に位置付けられるよう実践事例等を示すことを検討する。

イ. 動物飼育の在り方

補足イメージ⑧-１、⑧-２参照

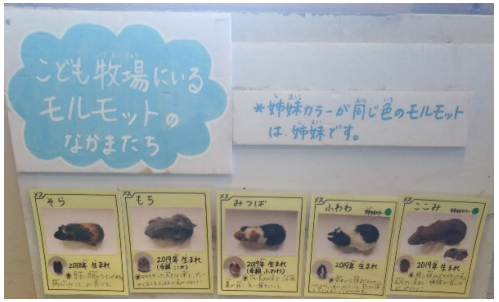
- 学校で動物を飼育することは、児童が生命あるものに継続的に関わる中で興味・関心をもち、その変化や成長を自らの感覚で捉えることを通して、生き物への親しみと生命の尊さを実感的に理解するための重要な学習活動であり、特にAI時代においては、児童が動物との直接的な関わりを通して実感を伴って理解する身体性を伴う体験として、動物飼育は引き続き重要である。
- 一方で、休日等を含む管理体制の確保、獣医師等の専門家との連携、疾病・負傷時の対応体制や必要な予算の確保、繁殖制限や災害時対応を含む適切な飼育環境の整備、教職員に過度な負担が生じない配慮など、様々な観点から配慮をすることが必要である。
- このような観点も踏まえ、地域や学校の実態に応じた柔軟な運用を行えるよう、学校で動物飼育を行うことを基本としつつ、動物への親しみをもったり命を大切にしたりしようとする心情が育まれることが見込まれるなど、動物飼育の意義を達成することができると見込まれる以下のような場合においては、学校での飼育を行うことと同等の扱いであることを明確化する。
 - 他の所有者から借用して飼育を行うこと（ホスティング）
 - 休日等を含む管理体制の確保など適切な飼育環境の確保が困難である場合において、近隣の動物関連施設や民間の団体等が保有する動物に、児童が継続的に触れ合う機会を設けること
- また、学校における適切な管理を促すため、好事例を共有するとともに、教師用手引きの見直しを行う。
- 併せて、飼育する動物は現行と同様に、魚や昆虫など、哺乳類や鳥類に限らない旨を明確化する。

動物園との連携

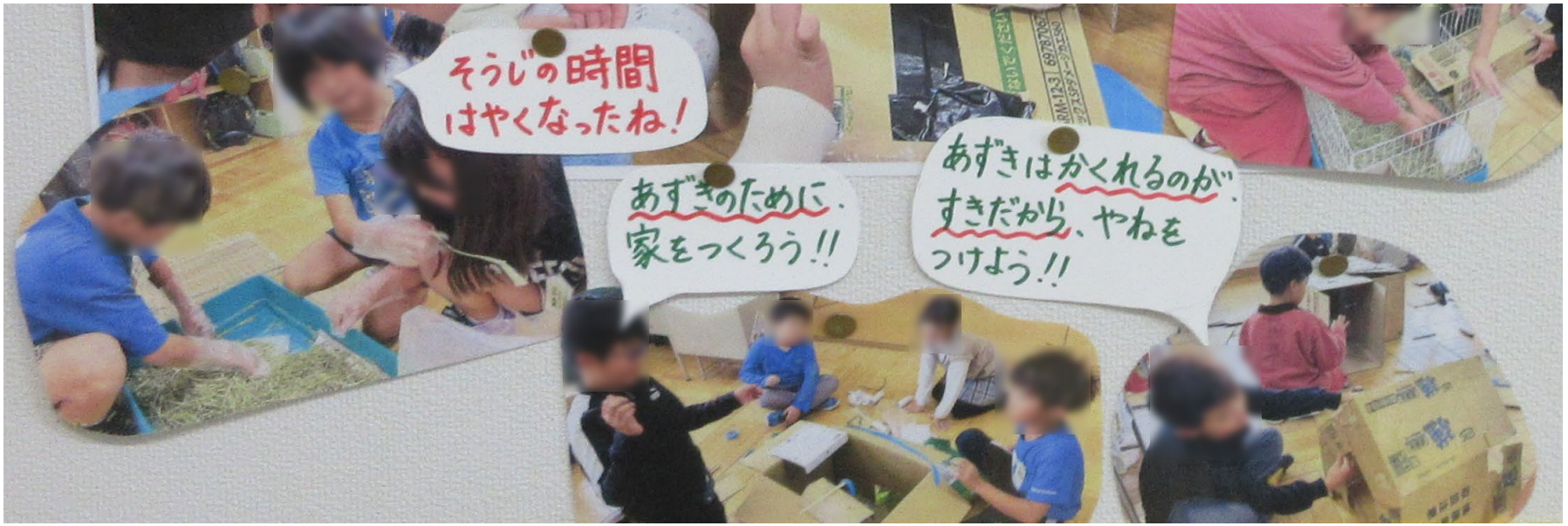
旭川市立高台小学校
旭川市旭山動物園

1　モルモットを飼いたいな
・モルモットとの触れ合い、飼いたいと願う
2　モルモットを飼育しよう
・モルモットを飼育する中で、気付いたことを伝え合ったり、飼育を工夫したりする
3　モルモットを1年生に紹介しよう
・飼育を振り返るとともに、1年生に紹介する
・モルモットとのお別れ会をする

- 旭山動物園の貸出し事業を利用して、モルモットを教室で25日間飼育する。
- よりよい飼育活動となるように、動物園の飼育員と連携し、モルモットの特性や適切な飼育環境などに配慮する。
- 飼育活動を通して、生きものへの親しみをもち、大切にしようとする。



貸出期間が終わっても、動物園でモルモットに会える



掃除が上手にできるようになった自分に気付く

モルモットの特性に気付き、よりよい飼育環境をつくる

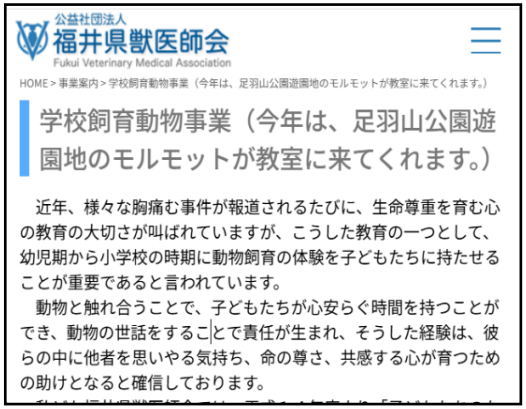
補足イメージ⑧-2

獣医師会との連携

福井県内の小学校　(公社)福井県獣医師会

- 2002年度から学校で動物を飼育することへの支援事業を実施している。
- 2012年度からモルモット生体、飼育ケージ、飼料、治療等を無償で提供支援し累積モデル校数は46校となる。
- 2026年度から福井市足羽山公園遊園地と連携して、動物園で展示しているモルモットを学校に貸与する。飼育期間終了後に児童が動物園で再会できる体制とする（R8、9には県内小学校15校が飼育予定）。
- 各学校においてモルモットを飼育できるように、獣医師が出前講座、教師との飼育相談、モルモットの健康診断、体調不良時の治療などを行うとともに、亡くなった時のケアを含む命の授業を実施している。
- 飼育期間は小学校の希望により１ケ月～10ケ月(年度末)としている。
- 土日及び長期休暇の飼育管理は児童・保護者が自宅に持ち帰りモルモットを飼育するホームステイとしている。

☆福井県獣医師会ブログ『獣医さんが応援する学校の動物』での活動等の掲載☆


公益社団法人
福井県獣医師会
Fukui Veterinary Medical Association

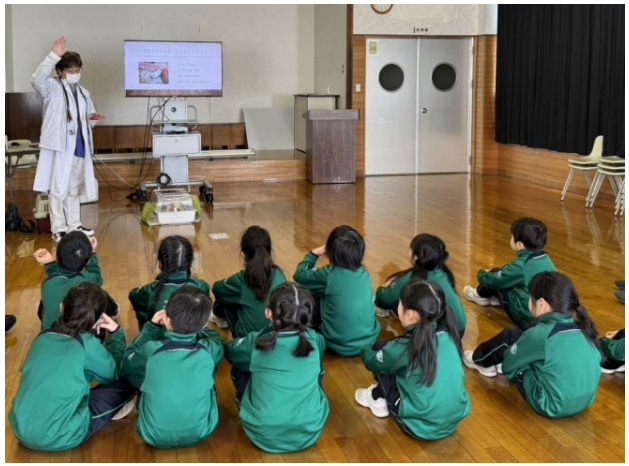
HOME > 事業案内 > 学校飼育動物事業（今年は、足羽山公園遊園地のモルモットが教室に来てくれます。）

学校飼育動物事業（今年は、足羽山公園遊園地のモルモットが教室に来てくれます。）

近年、様々な胸痛む事件が報道されるたびに、生命尊重を育む心の教育の大切さが叫ばれていますが、こうした教育の一つとして、幼児期から小学校の時期に動物飼育の体験を子どもたちに持たせることが重要であると言われています。

動物と触れ合うことで、子どもたちが心安らぐ時間を持つことができ、動物の世話をすることで責任が生まれ、そうした経験は、彼らの中に他者を思いやる気持ち、命の尊さ、共感する心が育つための助けとなると確信しております。

福井県獣医師会ホームページで飼育支援事業の紹介

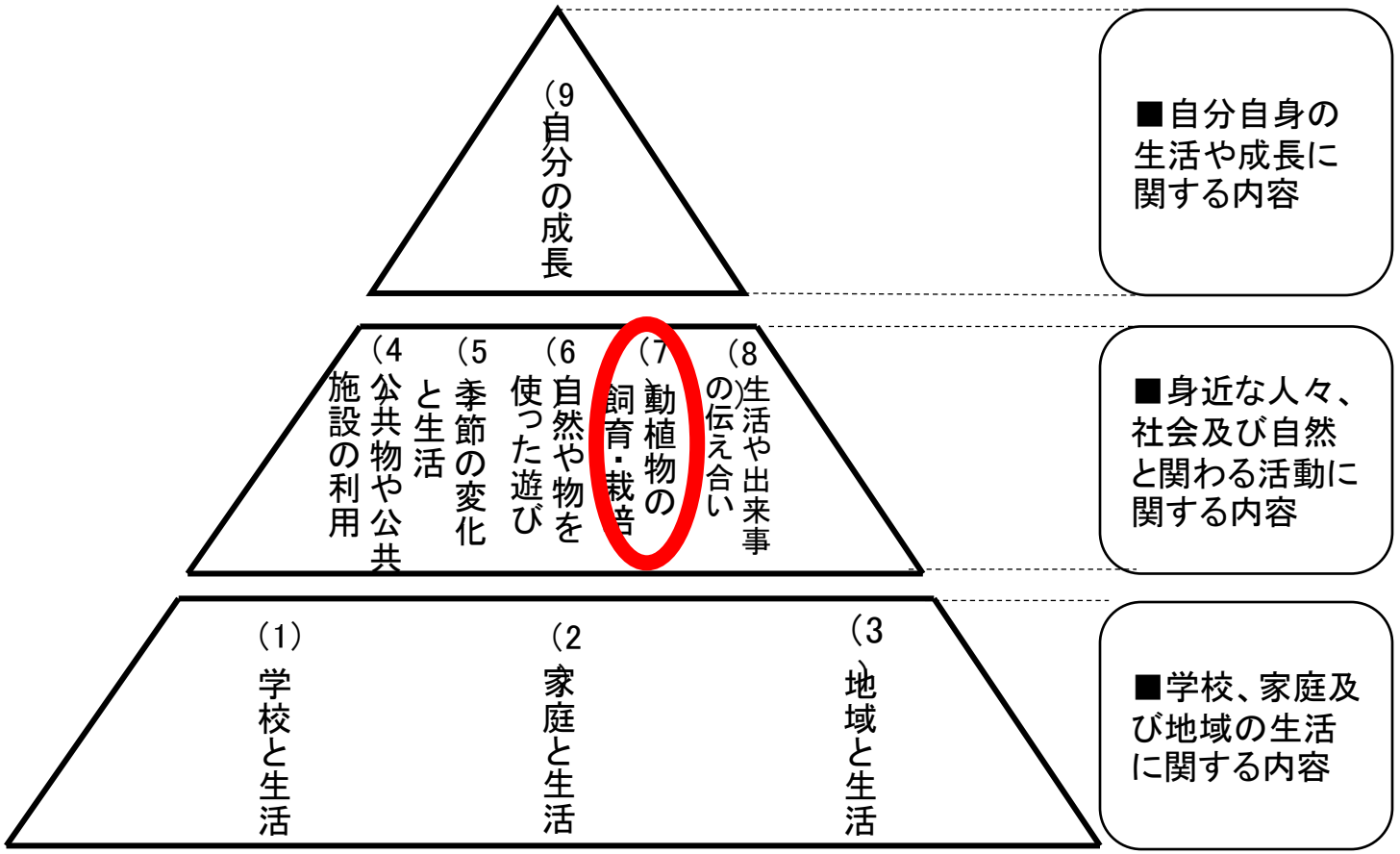


獣医師がモルモットの特徴などについて説明し、子供の問いに共感したり、答えたりする



モルモットをじっくり見たり、触ったり、抱っこしたりするなどして、温かさや命の鼓動を感じる

生活科の内容（学習指導要領解説）



学校における動物飼育について

小学校学習指導要領（平成29年3月告示）



第２章　第５節　生活

第２　各学年の目標及び内容

〔第１学年及び第２学年〕

(7)　**動物を飼ったり植物を育てたりする活動を通して、それらの育つ場所、変化や成長の様子に関心をもって働きかけることができ、それらは生命をもっていることや成長していることに気付くとともに、生き物への親しみをもち、大切にしようとしている。**

生活科は、具体的な活動や体験を通して学ぶとともに、自分と対象との関わりを重視するという生活科の特質を基に、９項目の内容で構成している。

⑴学校と生活	⑷公共物や公共施設の利用	**⑺動植物の飼育・栽培**
⑵家庭と生活	⑸季節の変化と生活	⑻生活や出来事の伝え合い
⑶地域と生活	⑹自然や物を使った遊び	⑼自分の成長

学校における動物飼育について

小学校学習指導要領解説　生活編（平成29年7月）



【第３章　第２節　生活科の内容　(7)　P45】

どのような動物を飼育し、植物を栽培するかについては、各学校が地域や児童の実態に応じて適切なものを取り上げることが大切である。

飼育する動物としては、**身近な環境に生息**しているもの、**児童が安心して関わる**ことができるもの、えさやりや清掃など**児童の手で管理ができる**もの、**動物の成長の様子の特徴が捉えやすい**もの、**児童の夢が広がり多様な活動が生まれる**ものなどが考えられる。

(参 考) 動物の分類　※中学校学習指導要領解説　理科編(P78-79)の記述を基に作成

脊椎動物（魚類、両生類、爬虫類、鳥類、哺乳類）

無脊椎動物（節足動物（昆虫類、甲殻類など）、軟体動物（貝、イカなど）等）

(参 考)　※小学校学習指導要領解説　理科編第3章第1節Ｂ 生命･地球(1) 身の回りの生物（P40)より抜粋

「動物についても、アリやカエルなどの様々な種類の動物を観察し、同様に比較する。」

学校における動物飼育について

継続的な飼育・栽培を行うことの意義

（解説P43）第3章　生活科の内容(7)から抜粋

- **長期にわたる飼育・栽培の過程**では、自ら関わっていくことで、児童の感性が揺さぶられるような場面が数多く生まれてくる。しかし、児童を取り巻く自然環境や社会環境の変化によって、日常生活の中で自然や生命と触れ合い、関わり合う機会は乏しくなってきている。このような現状を踏まえ、**生き物への親しみ**をもち、**生命の尊さを実感**するために、継続的な飼育・栽培を行うことには大きな意義がある。

（解説P57）第４章　指導計画の作成と内容の取扱い

- **２学年間にわたっての継続的な飼育・栽培を行うことが特に強調された**のは、前回の改訂からである。これは、**自然事象に接する機会が乏しくなっていること**や**生命の尊さを実感する体験が少なくなっているという児童の置かれた現状**を踏まえたものであるが、今回の改訂においても、引き続き充実を図ることが必要である。
- 児童は、長期にわたる飼育・栽培を行うことで、成長や変化、生命の尊さや育て方など様々なことに気付き、**親身になって世話ができるようになる**のである。

（H元解説）

- 「**自然離れ**」の現象が年々強まっている
- 生活科においては、動植物を育てて楽しみ、自分の生活を充実させていくことが大切なねらい

（H20答申）

- **生命の尊さ**や自然事象について**体験的に学習する**ことを重視すること

（H20解説・改善の具体的事項）

- 自然に直接触れる体験や動物と植物の双方を自分たちで**継続的に育てること**を重視するなど、自然の素晴らしさや生命の尊さを実感する指導の充実に配慮する

学校における動物飼育について

飼育活動の変遷







（H元解説・第１学年内容⑸P27）

- どのような動物を飼育し、（中略）**各学校が地域の実態に応じて**、児童の身近にあるものの中から適切なものを取り上げることが大切である。

（H元解説・第２学年内容⑸P37）

- 飼育する動物については、児童が容易に飼育できるような丈夫で成長や動きが観察できるものが望ましい。児童に危害を加えたり、衛生上の問題の起きやすいことが想定できるものは避けることが必要である。

（H11解説・内容⑺P37）

- どのような動物や植物を育てるかは、**各学校が地域や児童の実態に応じて**、児童の身近にあり、継続的に世話をすることができるものの中から、適切なものを取り上げることが大切である。

（H20解説P35・内容⑺P37）　（H29解説も同様）

- どのような動物を飼育し、植物を栽培するかについては、**各学校が地域や児童の実態に応じて**適切なものを取り上げることが大切である。飼育する動物としては、身近な環境に生息しているもの、児童が安心してかかわることができるもの、えさやりや清掃など児童の手で管理ができるもの、動物の成長の様子や特徴が捉えやすいもの、児童の夢が広がり多様な活動が生まれるもの、などが考えられる。

生活科

１　身体性を伴う体験活動を充実すること

２　低学年らしい多様な表現活動を充実すること

３　深い学びを実現する単元計画を構想すること

1　身体性を伴う体験活動を充実すること



見る、聞く、触れるなど
諸感覚を通して対象を捉える

「なるほど」「確かに」
実感的な認識を得る（気付き）

驚き・感動
次への活動や思いや願いを高める

2　低学年らしい多様な表現活動を充実すること

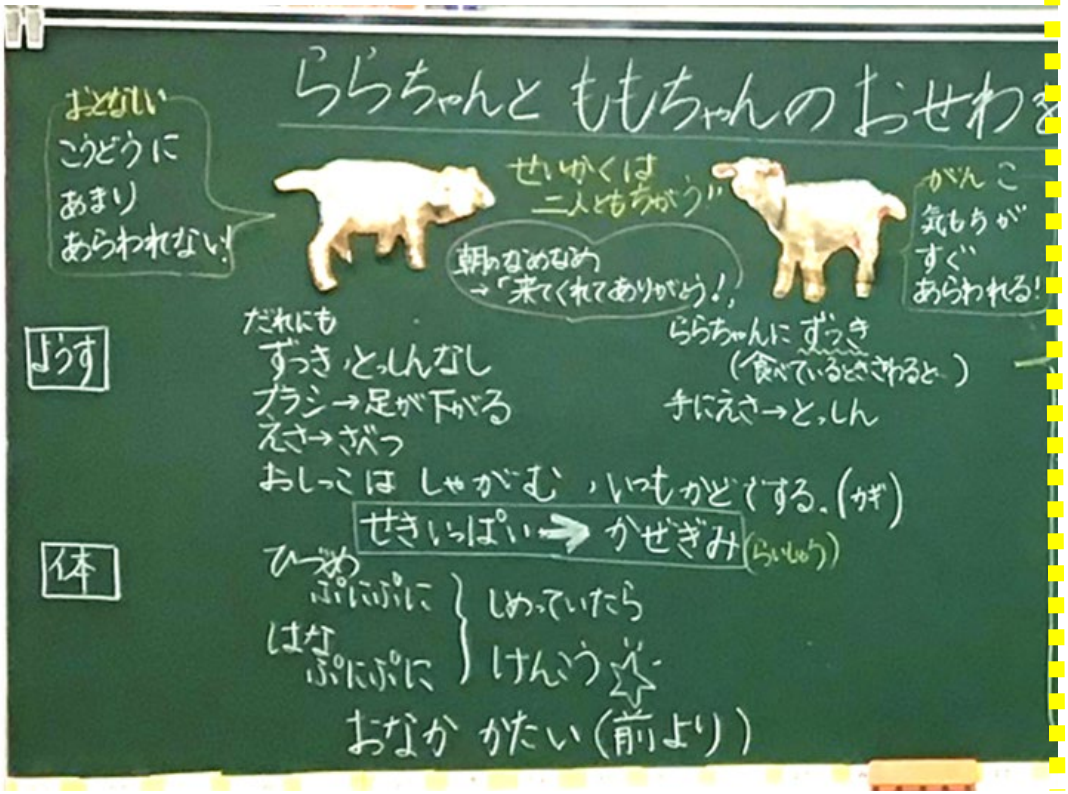


「目の形が○○だ」
気付いたことが明確になる

友達と伝え合うことで、
気付きが広がったり深まったりする

「やっぱりそうだ」「○○しよう」
次の活動や思いや願いを高める

体験と表現の往還によって、深い学びを促すこと





「性格は２人とも違うよ」
比較したり捉え直したりする

言葉や絵などで表現し、
自分の行為や考えに気付く

「大変！咳をいっぱいしているよ」
対話によって考えを巡らす

自分自身で記録し、
その後の学習に活用する

身体性を伴う体験活動を充実すること

見る、聞く、触れるなど
諸感覚を通して対象を捉える

「なるほど」「確かに」
実感的な認識を得る（気付き）

驚き・感動
次への活動や思いや願いを高める

低学年らしい多様な表現活動を充実すること

「目の形が○○だ」
気付いたことが明確になる

友達と伝え合うことで、
気付きが広がったり深まったりする

「やっぱりそうだ」「○○しよう」
次の活動や思いや願いを高める

体験と表現の往還によって深い学びを促すこと

「性格は２人とも違うよ」
比較したり捉え直したりする

言葉や絵などで表現し、
自分の行為や考えに気付く

「大変！咳をいっぱいしているよ」
対話によって考えを巡らす

自分自身で記録し、
その後の学習に活用する

第２学年「しあわせいっぱい　なかよしモルモット」

単元名　しあわせいっぱい　なかよしモルモット

単元の目標

具体的な活動や体験

思考力、判断力、表現力等の基礎

知識及び技能の基礎

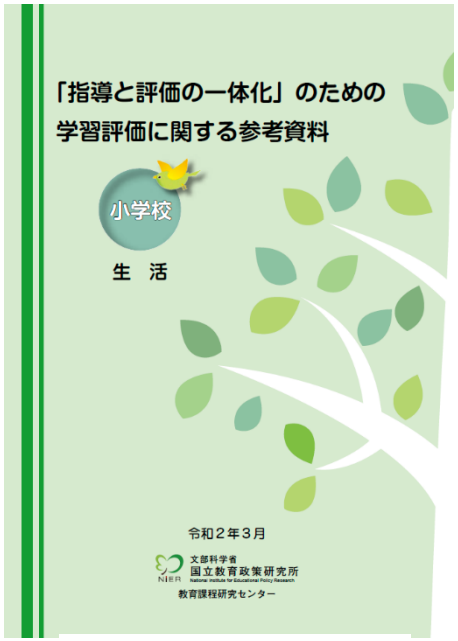
学びに向かう力、人間性等

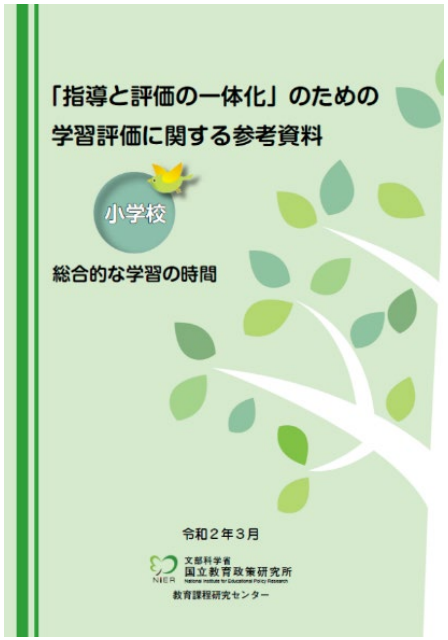
モルモットを飼育する活動を通して、
モルモットの変化や成長の様子に関心をもって働きかけ、
モルモットに合った世話の仕方があることや生命をもっていることや成長していることに気付き、
モルモットへの親しみをもち、生き物を大切にすることができるようにする。

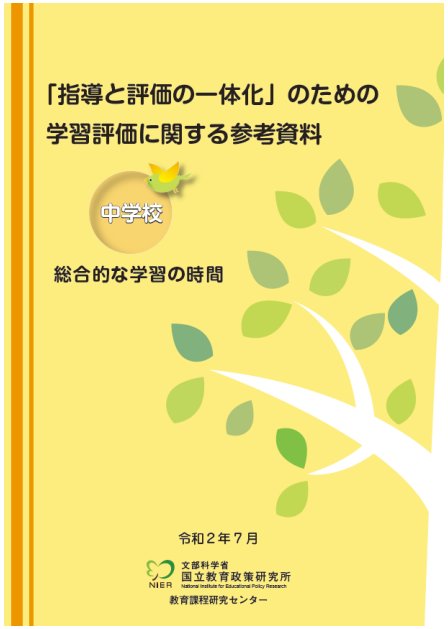
単元の指導計画（１６時間＋常時活動）

小単元名（時数）	学習活動
1 **見てさわってなかよし大さくせん(4)**	・3年生からモルモット飼育を依頼され、話し合う。 ・獣医師から、モルモットについての話を聞き、気を付けなければならないことを知る。 ・モルモットに触れたり、えさを与えたり、一緒に遊んだりしながら、モルモットを観察する。
2 **お世話でなかよし大さくせん(7)**	・モルモットの飼育環境やえさ、世話の仕方などを調べる。 ・モルモットの様子に合わせて、世話の仕方を工夫する。 ・モルモットを飼育して、気付いたことを絵や文で表現したり、友達に伝えたりする。
3 **ぼく・わたしとモルモット(5)**	・これまでのモルモットの飼育活動を振り返る。 ・世話をして気付いたことやモルモットへの思い、自分自身の成長を、モルモットの本に表現する。

学習評価の進め方


「指導と評価の一体化」のための
学習評価に関する参考資料
小学校
生　活
令和２年３月
文部科学省
国立教育政策研究所
教育課程研究センター


「指導と評価の一体化」のための
学習評価に関する参考資料
小学校
総合的な学習の時間
令和２年３月
文部科学省
国立教育政策研究所
教育課程研究センター


「指導と評価の一体化」のための
学習評価に関する参考資料
中学校
総合的な学習の時間
令和２年７月
文部科学省
国立教育政策研究所
教育課程研究センター

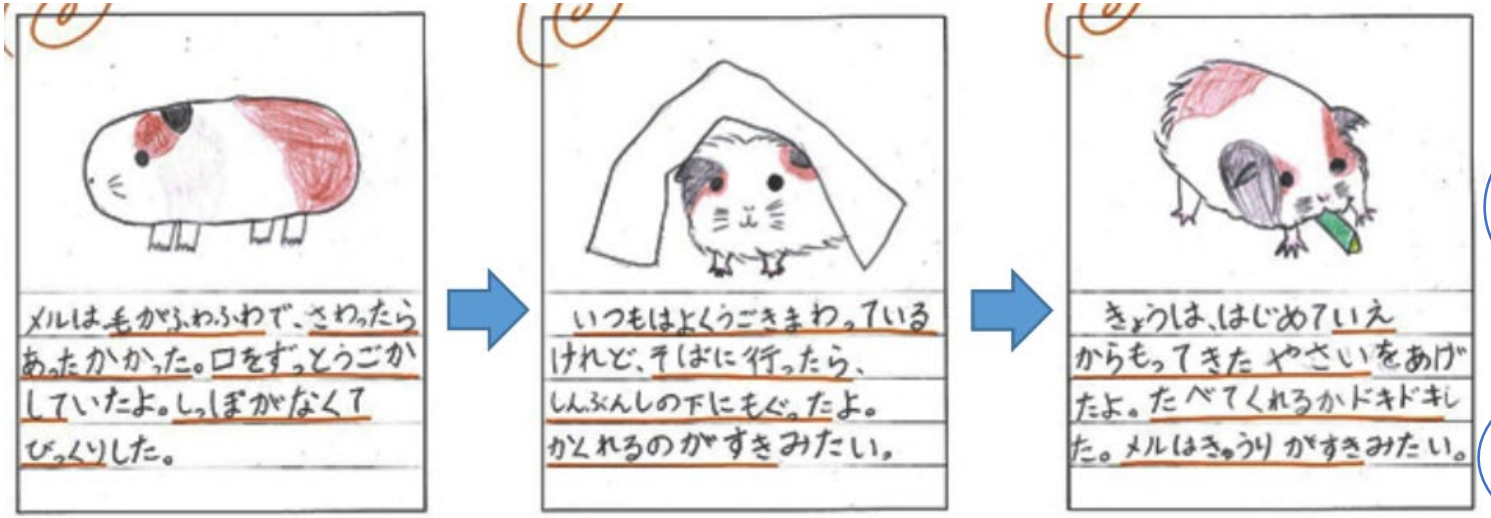

「指導と評価の一体化」のための
学習評価に関する参考資料
高等学校
総合的な探究の時間
令和３年８月
文部科学省
国立教育政策研究所
教育課程研究センター

観点ごとの「評価規準」の作成ポイント（「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料p.47、48）

（例）**知識・技能**
モルモットの特徴、変化や成長の様子に気付いている。

具体的な児童の姿（評価方法）
- **感触、身体的特徴、行動面の特徴、性格や嗜好など**、様々な視点から気付いたことを書いている。
- **モルモットのしぐさや鳴き声など**、気付いたことを詳しく書いたり発言したりしている。

（いずれも、観察カードや短冊カードの分析、発言分析）



えさがほしくてゲージを飛び越えた。「メルメルジャンプ」だ。

前に○○さんが「ビニル袋の音がすると、メルは野菜がもらえると分かるんだ。」と言っていたから。

観点ごとの「評価規準」の作成ポイント（「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料p.47、48）

（例）思考・判断・表現

モルモットの変化や成長の様子に**着目したり**、モルモットの立場に立って関わり方を**見直したりしながら**、**世話をしている**。

○具体的な児童の姿と評価方法

・モルモットの**食べ具合を見て**、**えさの種類や量を調節している**。

・モルモットの**様子を見ながら**、**嫌がらないようになでたり、だっこをしたりしている**。

・モルモットの**立場に立って考え**、モルモットが**気持ちよく過ごせるように世話をしている**。

・世話の過程で起きた**問題の改善に向けて**、**世話の仕方を変えている**。

・世話の仕方を**見直そうとして**、**獣医師や上級生に聞いたり本で調べたりしている**。

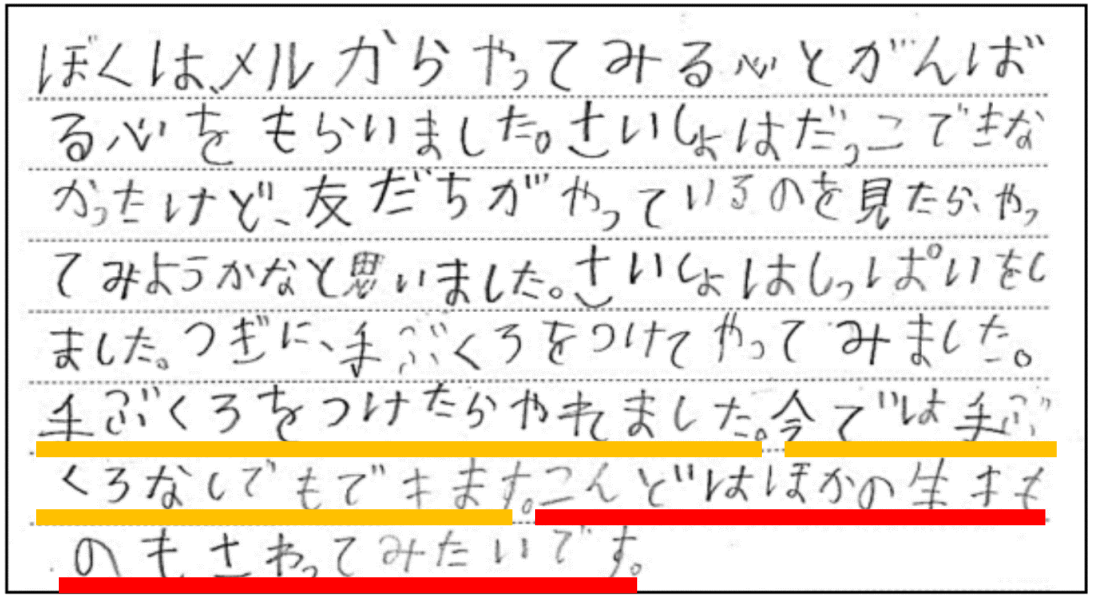
（いずれも、行動観察、発言分析、モルモット日誌の分析）

子供の作品（モルモットの本）、発言、行動の様子

評価規準**【主体的に学習に取り組む態度】**
モルモットとの関わりが増したことに**自信をもち、関わり続けようとしている。**

具体的な児童の姿（評価方法）
- モルモットとの関わりを通して得られた**喜びや自信**を表現している。
- 生き物に対して、**これからも大切にしたり関わり続けたいという気持ち**を表現している。

（いずれも、行動観察、発言分析、作品（モルモットの本））



休み時間にモルモットを見に来た1年生に対して、自分の経験を基に抱っこの仕方を説明していた。怖がる1年生には手袋をつけてモルモットを触ることを勧めたり、「慣れると抱っこできるようになるよ。」と励ましたりしていた。

粘り強さ・学習の調整

実感や自信

飼育活動を通して資質・能力を育成する

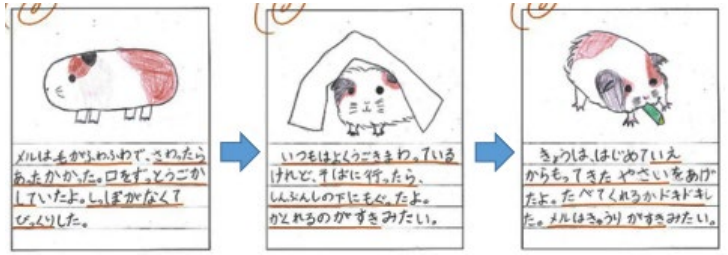
単元の目標

モルモットを飼育する活動を通して、モルモットの変化や成長の様子に関心をもって働きかけ、モルモットに合った世話の仕方があることや生命をもっていることや成長していることに気付き、モルモットへの親しみをもち、生き物を大切にすることができるようにする。









NHK「学校放送番組」

小学館「みんなのための教育技術」の活用

すたあと



第1回（放送日：4月4日）

すたあとのうたではじめよう

新しく学校生活をスタートする小学1年生をサポートする番組。今回のテーマは声を出すこと。「すたあとのう…

おばけの学校たんけん



第1回（放送日：4月5日、4月12日）

わくわく学校たんけん

おばけの子どもたちが教室を飛び出して、人間の子どもたちが通う小学校を探検。いろいろな部屋や物を発見し…

教科指導のヒントとアイデア 生活科



生活科における飼育活動

ドスルコスル



第17回（放送日：1月27日、2月3日）

どうする？大災害が起きたら

もし大地震、激しい雨、火山の噴火などで大災害が起きたら、どうする？命を守るために必要な３つの助け「…

地球は放置しても育たない



第1回（放送日：4月6日、4月13日、10月6日、10月13日）

放置しないで！プラスチックごみ問題

【目標14　海の豊かさを守ろう】地球から地球の危機を人類に猛烈に訴える番組。今回のテーマは海のプラ…

防災サバイバー



第5回（放送日：12月6日 午後、12月8日、12月13日 午後、12月15日）

File05　首都直下地震(じしん)後編

東京・墨田区の児童が挑む「首都直下地震」の脅威。歴史をひもとくと墨田区は１００年前の大震災でも甚大な…

NHK地域づくりアーカイブス

小学館「みんなのための教育技術」

生活



授業改善

小１生活「あきを さがそう」指導アイデア

2024.08.12



授業改善

小１生活「いきものと なかよし」指導アイデア

2024.07.10



授業改善

小１生活「なつが やって きた」指導アイデア

2024.06.10



授業改善

小１生活「きれいに さいてね」指導アイデア

2024.05.10



授業改善

小１生活「がっこう だいすき」指導アイデア

2024.04.10



授業改善

小１生活「どきどき わくわく １年生（スタートカリキュラム）」指導アイデア

2024.03.10



授業改善

小１生活「もうすぐ２年生」指導アイデア



授業改善

小１生活「あたらしい １ねんせいに がっこうの ことを つたえよう」指導アイデア

NHK「学校放送番組」



再生開始 00 : 00 ～ 再生終了 10 : 00 決定

チャプター　あらすじを読む



scene 06
えさをたべてくれた！

ないようを読む

「これくらいかな」。ひららがえさばこにえさを入れます。「もっといっぱいあげたほうがいいとおもうよ」と、あやとがえさを足しました。「これでいいんじゃない？」。ずいぶんたくさんですね。「はい、これだよ」。えさばこをかごの中においてみると…。「おお、たべた！」。「たべた」。「すごいおなかすいてるんだね」。こんどは、ひららがコマツナをやってみました。「すごい！　コマツナもすきじゃん」。モチはむちゅうでコマツナをたべています。「やわらかいからすぐたべてる」とあやと。モチをだいてみて、「かわいい。ああ、くすぐったい！」となつ。モチがすきなものがわかっ

学校における動物飼育について

小学校学習指導要領解説　生活編（平成29年7月）【第3章　第2節　生活科の内容(7)　P46】

- **管理や繁殖、施設や環境などについて配慮**
 →地域の専門家や獣医師などの多くの支援者と連携

- **休日や長期休業中の世話**
 →児童や教師、保護者、地域の専門家などによる連携した取組

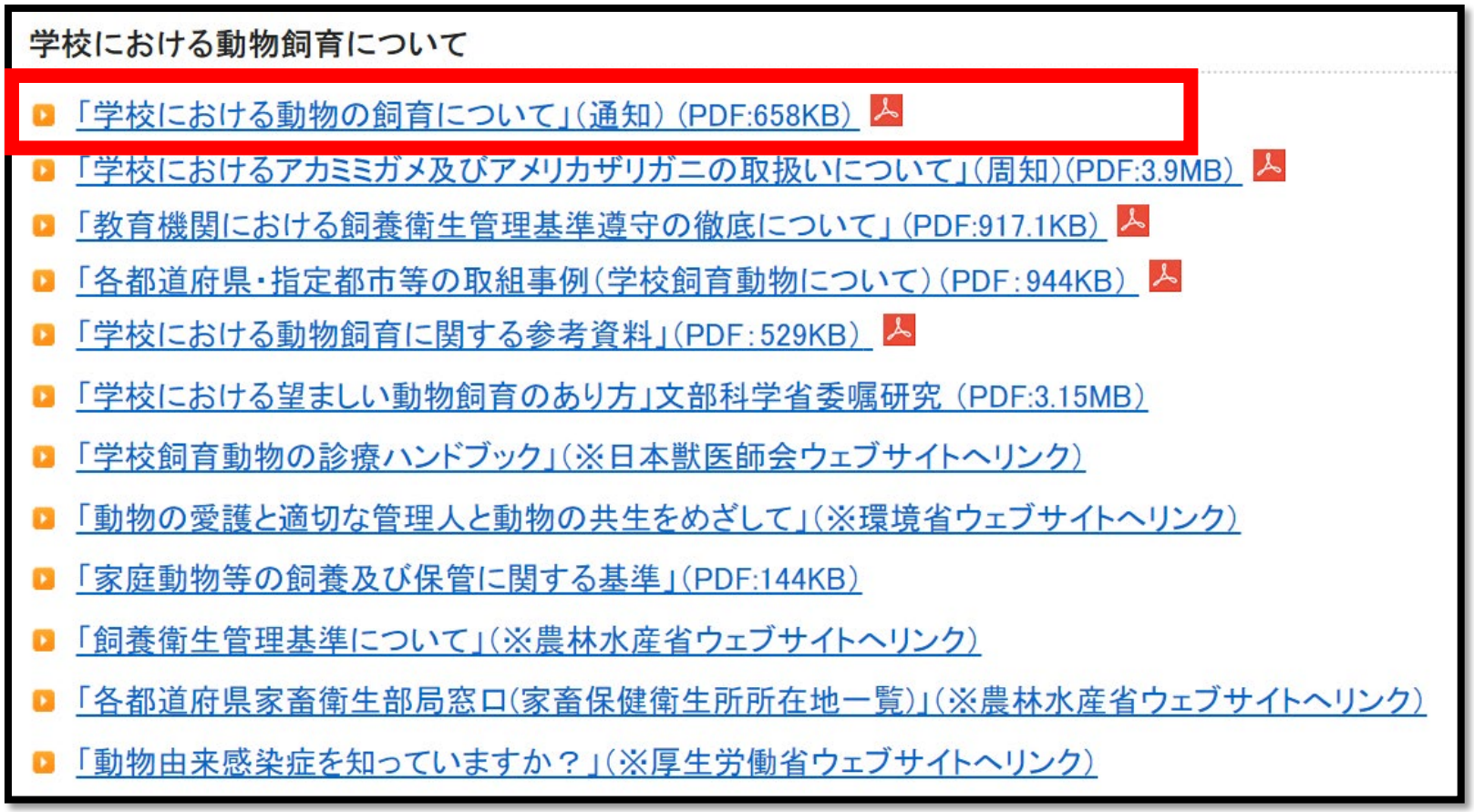
- **外来生物等の取扱いには十分配慮**

- **感染症などの病気の予防**
 →活動の前後に、必ず手洗いをする習慣

- **児童のアレルギー**
 →事前に保護者に尋ねる

学校における動物飼育について

文部科学省HP：学校における動物飼育について



学校における動物飼育について

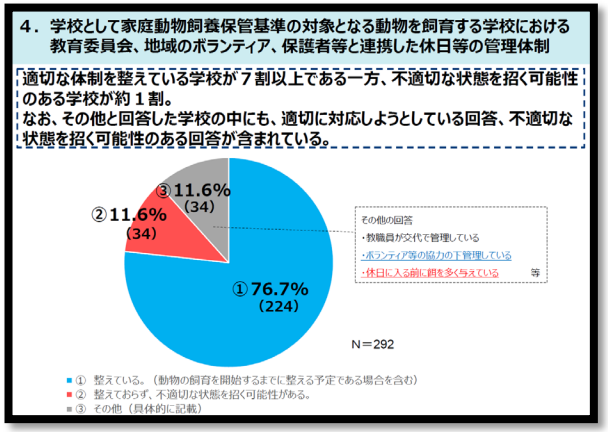
- 「学校における動物の飼育について」（通知）（PDF:658KB）
- 「学校におけるアカミミガメ及びアメリカザリガニの取扱いについて」（周知）（PDF:3.9MB）
- 「教育機関における飼養衛生管理基準遵守の徹底について」（PDF:917.1KB）
- 「各都道府県・指定都市等の取組事例（学校飼育動物について）（PDF：944KB）
- 「学校における動物飼育に関する参考資料」（PDF：529KB）
- 「学校における望ましい動物飼育のあり方」文部科学省委嘱研究（PDF:3.15MB）
- 「学校飼育動物の診療ハンドブック」（※日本獣医師会ウェブサイトへリンク）
- 「動物の愛護と適切な管理人と動物の共生をめざして」（※環境省ウェブサイトへリンク）
- 「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」（PDF:144KB）
- 「飼養衛生管理基準について」（※農林水産省ウェブサイトへリンク）
- 「各都道府県家畜衛生部局窓口（家畜保健衛生所所在地一覧）」（※農林水産省ウェブサイトへリンク）
- 「動物由来感染症を知っていますか？」（※厚生労働省ウェブサイトへリンク）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1394142.htm

学校における動物の飼育について（依頼） 令和６年８月28日

- 学校のおける動物の飼育状況について、令和６年６月３日～令和６年７月８日（令和６年６月末時点の状態について回答）に、無作為抽出による1、235校に調査を行った。
- 今回の調査の結果、**一部の小学校において、不適切な状態を招く可能性**が示唆された。学校において動物を飼育する場合の留意点をまとめた。働き方改革等の観点も踏まえた上で、学校設置者による適切な関与の下、各学校における飼育を行うに当たっての環境及び体制等を整えていただくよう依頼した。
- 特に、不適切な状態を招く可能性がある旨を回答した学校におかれては速やかに是正していただくとともに、それ以外の学校においても、改めて、法令に照らして適切な対応となっているか確認するよう依頼した。
- 学校において動物を飼育する場合の留意点（項目のみ）

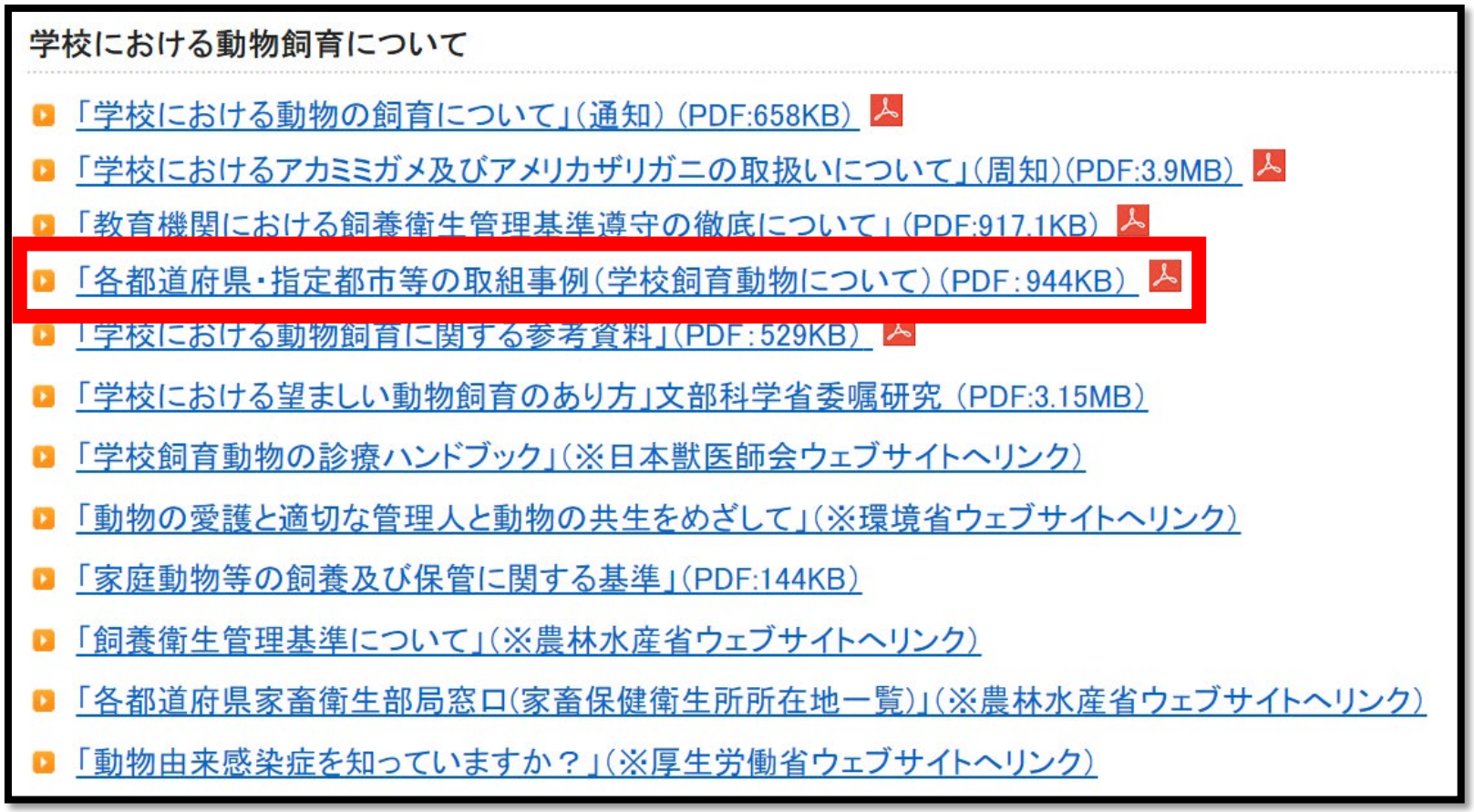
１．飼育する動物の種類について
２．動物の所有者・占有者について
３．哺乳類、鳥類、爬虫類を飼育する場合について
①休日等の管理体制、②疾病や負傷時の対応、
③繁殖制限等の対策、④適切な飼育環境の確保（震災時を含む）
４．哺乳類、鳥類、爬虫類以外を飼育する場合について
５．家畜に該当する動物を飼育する場合について
６．その他



文部科学省HP：学校における動物飼育について

学校における動物飼育について

文部科学省HP：学校における動物飼育について



学校における動物飼育について

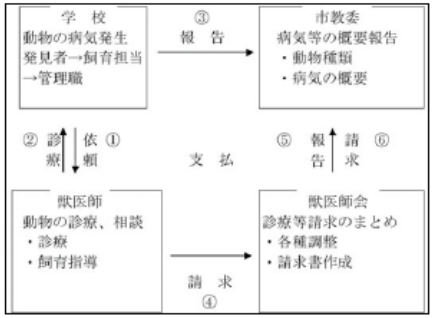
- 「学校における動物の飼育について」（通知）（PDF:658KB）
- 「学校におけるアカミミガメ及びアメリカザリガニの取扱いについて」（周知）（PDF:3.9MB）
- 「教育機関における飼養衛生管理基準遵守の徹底について」（PDF:917.1KB）
- 「各都道府県・指定都市等の取組事例（学校飼育動物について）（PDF：944KB）
- 「学校における動物飼育に関する参考資料」（PDF：529KB）
- 「学校における望ましい動物飼育のあり方」文部科学省委嘱研究（PDF:3.15MB）
- 「学校飼育動物の診療ハンドブック」（※日本獣医師会ウェブサイトへリンク）
- 「動物の愛護と適切な管理人と動物の共生をめざして」（※環境省ウェブサイトへリンク）
- 「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」（PDF:144KB）
- 「飼養衛生管理基準について」（※農林水産省ウェブサイトへリンク）
- 「各都道府県家畜衛生部局窓口（家畜保健衛生所所在地一覧）」（※農林水産省ウェブサイトへリンク）
- 「動物由来感染症を知っていますか？」（※厚生労働省ウェブサイトへリンク）

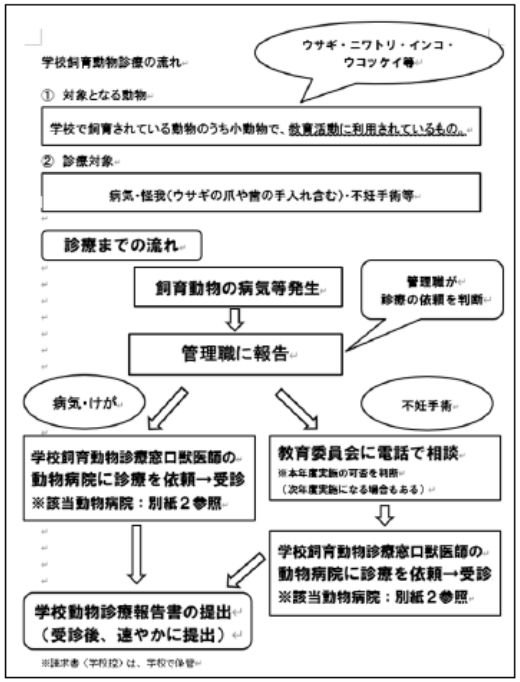
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1394142.htm

管理や繁殖、施設や環境などについて配慮　→地域の専門家や獣医師などの多くの支援者と連携

A市の取組

市が獣医師会と委託契約を締結し連携することにより、学校で飼育される動物の診療、飼育指導及び飼育相談等を行い、各学校が適切な動物飼育ができるようにした。その際の診療費等は、学校が負担することなく市が獣医師会に支払う。なお、協力体制や事務上の手続きをフローチャートで示すことで、スムーズに連携を図ることができた。





B県の取組

県獣医師会との連携した「モルモットのホスティング飼育」

- 獣医師会が学校にモルモットと飼育設備一式を一定期間貸し出す。
- 長期休暇中（夏休み・冬休み）は、獣医師が預かることも可能。
- けがや病気の場合は獣医師が引き取り、無料で治療を行う。

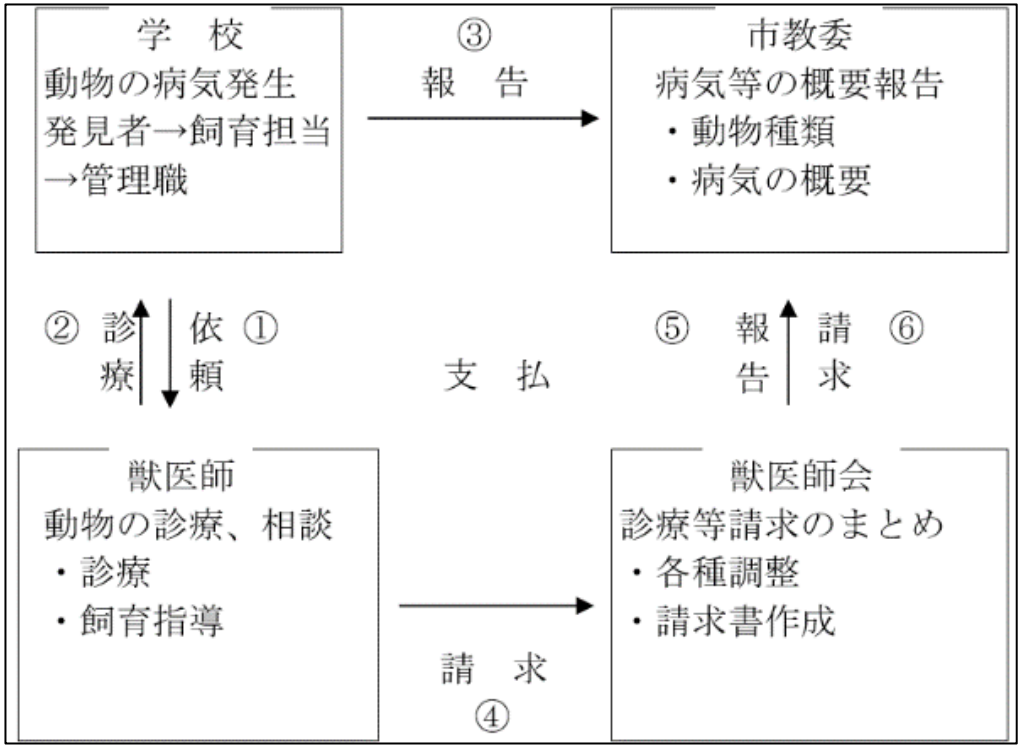
C市の取組

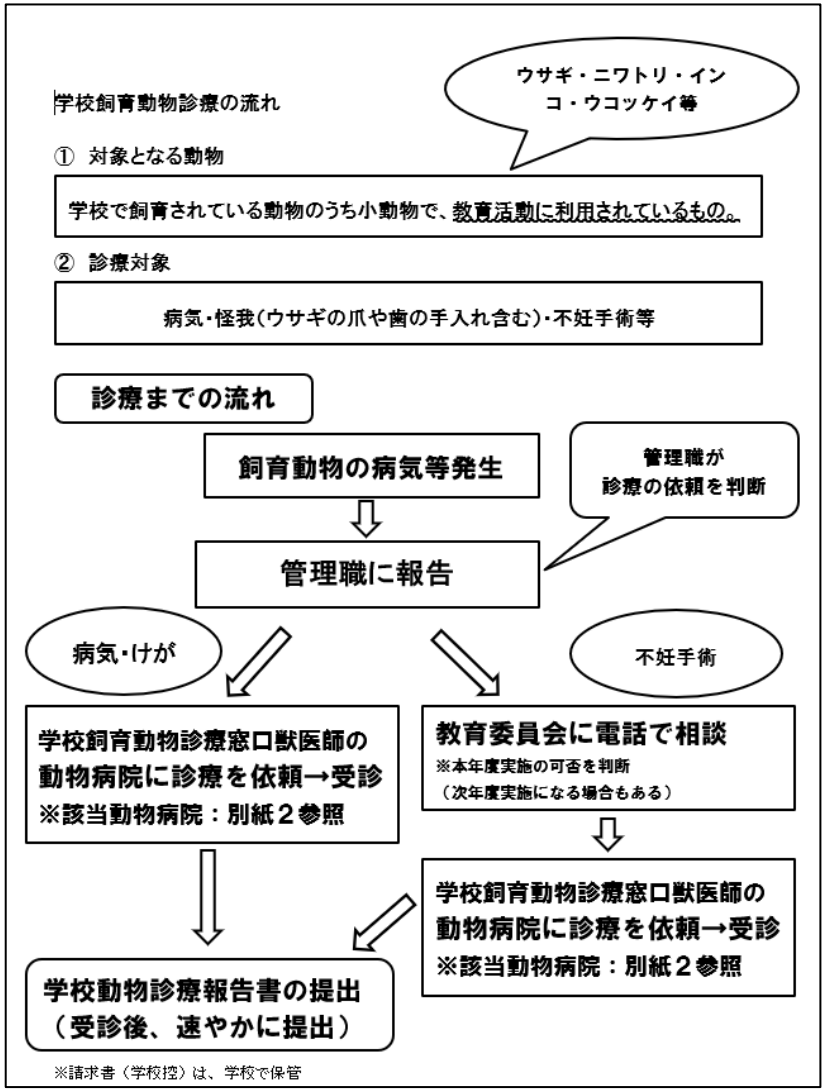
本市では、獣医師会と契約し、ウサギやモルモットなどの飼育動物について、学校が要望する日に獣医師が健康診断（年１回）を行う。さらに、リクエストすれば、その際に、生物の管理の在り方等、生活科の学習内容にも関連付けた話を子供たちにしてもらうこともできる。診療についても、３万円以下の場合は学校負担なく、必要な時に行うことができる。これらのことについて、対応フローを学校に示し、担当者が速やかに行えるように配慮している。

文部科学省HP：学校における動物飼育について

管理や繁殖、施設や環境などについて配慮　→地域の専門家や獣医師などの多くの支援者と連携

市が獣医師会と委託契約を締結し連携することにより、学校で飼育される動物の診療、飼育指導及び飼育相談等を行い、各学校が適切な動物飼育ができるようにした。その際の診療費等は、学校が負担することなく市が獣医師会に支払う。なお、協力体制や事務上の手続きをフローチャートで示すことで、スムーズに連携を図ることができた。





文部科学省HP：学校における動物飼育について

管理や繁殖、施設や環境などについて配慮　→地域の専門家や獣医師などの多くの支援者と連携

D県の取組

- 動物飼育相談体制の構築

 学校が必要に応じて動物飼育に関して獣医師に電話で相談し、または獣医師による訪問指導が受けられるよう体制を整備している。訪問指導に係る謝金及び旅費については、県が負担している。内容に応じて電話相談と訪問指導の両方を効果的に活用している学校がある。相談体制について、さらに周知を徹底する必要がある。

 ＜電話相談＞

 適切な飼育場所の整備や在り方、動物の病気予防や児童のアレルギー対策、地域や保護者に対する動物飼育の理解促進

 ＜訪問指導＞

 動物の健康診断、飼育環境（施設の整備、世話の仕方等）

- 動物飼育促進のための管理職研修

 市町村（政令市を除く）立小学校の新任教頭研修において、動物飼育の教育的意義や衛生管理の方法等について理解を深めるために獣医師を講師とした研修を実施している。

 ＜研修内容＞

 動物飼育の教育的意義、衛生管理の在り方、飼育改善のための具体的方策、疾病等への対応

E県の取組

- 「モルモット飼育モデル校」を募集して、獣医師会が飼育支援を行っている。
- 獣医師が学校に出向き、教師や児童に飼育動物に関する話をしたり、長期休みの持ち帰りをする場合は保護者等への説明会を行ったり、飼育動物が亡くなった場合は原因の説明や「喪の授業」を行ったりしている。
- 獣医師会や動物病院が出前授業、飼育相談、診療、治療などについて、無料で支援する体制を作っている。
- 年に2回、学識経験者や獣医師団体、関係行政団体等が集まり、県動物愛護管理推進協議会を開催し、動物愛護管理推進の充実について話し合っている。

文部科学省HP：学校における動物飼育について

管理や繁殖、施設や環境などについて配慮　→地域の専門家や獣医師などの多くの支援者と連携

F市の取組

- 学校飼育動物診療・治療

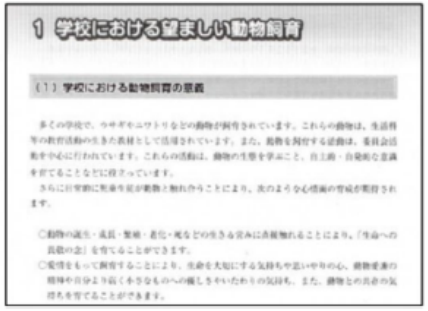
 獣医師会と連携を図り、学校で飼育している動物について、診療・治療が必要な場合には、その治療費を市で負担している。学校飼育動物診療協力病院として、市内にある動物病院と連携を図っている。

- 学校飼育動物巡回診察治療

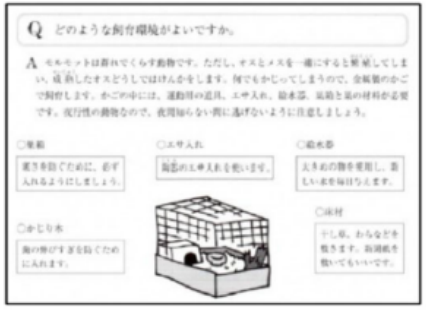
 学校での適切な飼育活動を推進するため、獣医師による巡回診察治療を実施している。巡回の際には、教育委員会の指導主事も随行することで、各学校の飼育の状況と課題を把握している。巡回は年１回に実施しており、診察治療と同時に、獣医師により飼育についてのアドバイスをいただいている。

- 学校飼育動物Ｑ＆Ａ

 学校における動物飼育の意義や動物の飼育方法についてまとめた資料を作成し配布している。〇〇市獣医師会と連携して作成をした。


1 学校における望ましい動物飼育

(1) 学校における動物飼育の意義


Q どのような飼育環境がよいですか。

G市の取組

- 市飼育動物介在教育推進協議会の設置

 教育委員会、小学校長会及び獣医師会の連携を図り、飼育舎での動物飼育をサポートするシステムの構築や飼育動物介在教育に関する事業について協議を実施している。

- 獣医師会診療委託

 学校で飼育しているウサギやニワトリなどの動物の疾病やけがおよび去勢手術等について、獣医師会に委託し、どの学校の動物の診療も、学校は無料で受診できるようにする。

- 学校飼育動物定期健康診断事業

 学校で飼育しているウサギの健康診断および飼育指導を担当獣医師の医院にて、年間７０校程度実施している。

文部科学省HP：学校における動物飼育について

管理や繁殖、施設や環境などについて配慮　→地域の専門家や獣医師などの多くの支援者と連携

H市の取組

- 獣医師会との連携（飼育動物のふれあい教室）

 毎年、各小学校に希望を募り、市の獣医師会から獣医師とスタッフが学校を訪問。生活科の一環として、小動物とのふれあい、お世話の仕方を学ぶ機会をもっている。児童は実際に小動物を抱っこし重さや温かさを感じたり、聴診器で心音を聴いたりし、生命を実感し大切に育てようとすることができる。



I県の取組

- 県動物指導センターの取組

 ・動物飼育委員の児童等を対象に、動物飼育上の基本、動物種別の特徴、飼育上の注意点等の講習会や雌雄鑑別法、心音聴診などの実習を行っている。

 ・担当教諭を対象に、動物を取り扱う上で必要な基本的知識（動物種別の特徴、ウサギ、ニワトリ、モルモット等の取り扱い方等）を習得するための研修会を実施。



J県の取組

- 県立○○動物園では、教育普及活動として、「なかよし教室」「教育施設対象移動動物園」の取組を行っている。
- 「なかよし教室」は、動物園内で、モルモットなどの小動物と触れ合い、接し方や飼い方について楽しみながら学ぶことができる。
- 「教育施設対象移動動物園」は、飼育員が小学校を訪問し、動物や標本などを利用した実物教育を行う。様々な動物の写真と人工哺育用のセットを用いて、動物の赤ちゃんについて学んだり、聴診器を使ってウサギの心音を確認したり、動物の体の仕組みについて学ぶことができる。事前に飼育員と詳細な打合せを行うことで、授業のねらいを共有したうえで、体験活動を実施することができる。

K市の取組

- 市立○○動物園では、期限付きモルモット貸出事業を実施している。学校は、動物園から３匹のモルモットと飼育ケージを借用し２ヶ月半の間、教室内で飼育した。なお、土日の世話は希望する家庭にホームステイした。

文部科学省HP：学校における動物飼育について

管理や繁殖、施設や環境などについて配慮　→地域の専門家や獣医師などの多くの支援者と連携

L県の取組

■ 学校動物飼育推進校の指定

獣医師等との効果的な連携の在り方について検討し、実践している。各推進校での成果をHPで発信し、普及・啓発している。

【実践例】

・飼育動物の衛生管理を適正に行っていくに当たって、学校担当獣医師から飼育動物の健康診断や飼育環境についての指導・助言等の支援を受けた。

・生活科における継続的な動物飼育に係る指導方法を開発する等、生命の尊さを理解させ、動物愛護の心を培う体験活動に取り組んだ。体験活動の実施に当たっては、学校担当獣医師から支援を受けた。

・動物の適正な飼育や動物愛護の心を培う体験活動の実施に向け、研修会を行った。その際、学校担当獣医師から、動物飼育に関わる専門的な内容について指導を受けた。

・飼育動物が死亡した際、児童に生命の尊さを伝える取組を実施した。また、学校担当獣医師から、遺体の検案、埋葬場所の準備、埋葬の処理などについて支援を受けた。

M県の取組

■ 小動物飼育指導担当教員研修の実施

【対象】

県内の小学校及び義務教育学校の教員で、研修を希望する者

【内容】

ア 講話

・小学校における小動物の飼育方法
・学校と獣医師との連携の在り方
・小動物の飼育を通した心の教育

イ 実地研修

・小動物とのふれあい方に関する体験

■ 獣医師派遣による研修の実施

【対象】

希望する小学校及び義務教育学校

【研修内容】※以下ア、イ、ウから選択

ア 出前授業（生活科等の授業における小動物とのふれあい教室）

イ 訪問指導（昼休みや委員会活動における飼育方法や飼育小屋の環境改善に関する指導等）

ウ 教員への研修（学校で飼育している小動物に合わせた飼育方法等に関する研修）

文部科学省HP：学校における動物飼育について

N県の取組

■ 学校として飼育する動物について、管理職等を含めた「飼育チーム」体制をつくった。

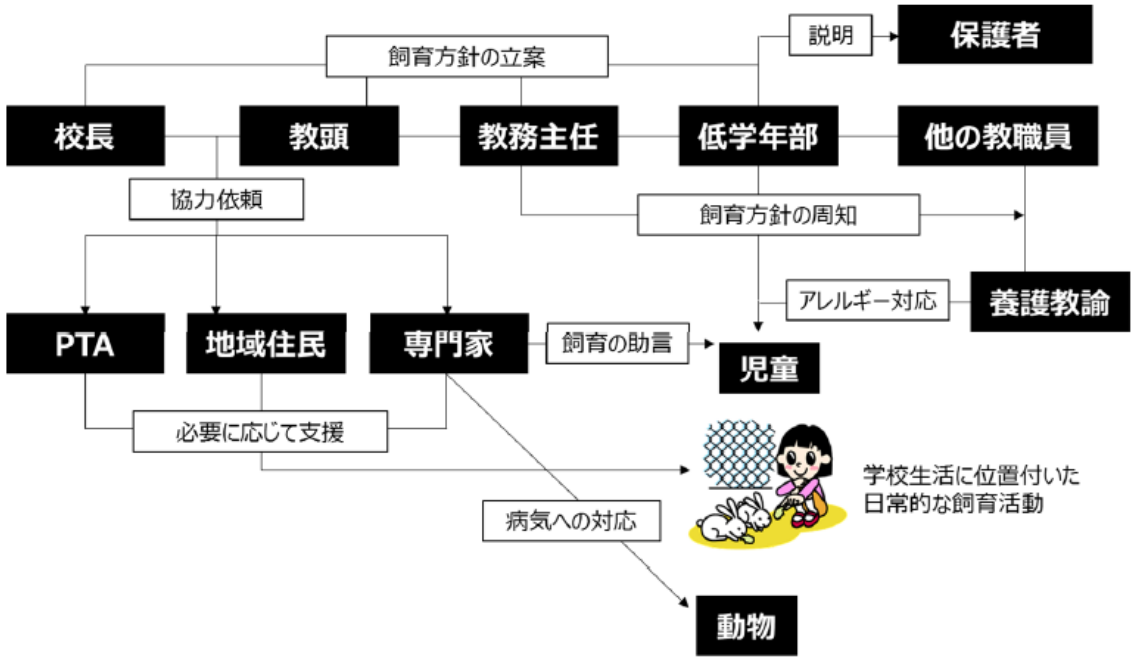
・校長と低学年部が飼育方針（飼育に係る経費の検討を含む）を定め、学校全体で共通理解する。また、週休日、長期休業中の飼育動物の管理についての方針を定める。

・教頭は低学年部の飼育の状況を確認しながら、獣医師など外部の専門家や地域住民との協力体制をつくる。また、動物の飼育に適した環境を整える。

・低学年部は養護教諭と連携し、児童の動物アレルギーの状況について確認する。

・低学年部は飼育方針に基づき、組織的・計画的な飼育活動を行う。

・学校で動物を飼育することの意義や方法等について、保護者に周知する。



文部科学省HP：学校における動物飼育について

休日や長期休業中の世話　→児童や教師、保護者、地域の専門家などによる連携した取組

O校の取組

（教職員の負担軽減）
地域の方に、毎朝の飼育小屋の清掃や当番児童との飼育活動をボランティアとして依頼した。また、土日の世話は、親子ボランティアを募って組織し、保護者と児童が協力して世話をした。長期休業中の小動物はホームステイにした。生き物の飼育をしていない家庭からは喜ばれた。

Q県の取組

飼育をするためには、組織的な取組が有効である。県では、コミュニティー・スクールが核となり、本県独自の地域協育ネットの仕組みを生かして、社会総がかりで子どもの学びや育ちを支援する地域と連携した教育の充実を図っている。そこで、学校支援として、地域の方に学校飼育動物の世話についても協力をお願いすることがある。特に、休日や長期休業中の世話について連携を図ることがある。

P県の取組

地域の方の協力で飼育小屋が建てられ、地域との良好なつながりを保ちつつ、現在も飼育が続けられている。今後は、地域学校協働本部等のコーディネート機能を活用し、地域の方に飼育小屋の清掃等にボランティアとして参加いただく、獣医師会と連携を図る等の持続可能な工夫が必要であり、必要に応じて指導助言を行いたいと考えている。

R県の取組

- 飼育することで、どういう資質・能力の育成が期待できるのかを明確にしたうえで、地域と保護者の理解を得ることが前提。安全面の確保、休日の当番の負担等を十分に配慮する。
- 担任の責任だけでなく、学校として支えていく。地域の方々への理解を仰ぐためには、校長から地域の方へ説明することや地域へのお願いそのものを児童の学習活動にすることが考えられる。

文部科学省HP：学校における動物飼育について